

令和3年度 自動車交通騒音測定結果 (面的評価)

測定項目	区間 延長 (Km)	等価騒音レベル (dB)				時間交通量 (台/時)		面的評価					測定日
		道路端		背後地		昼 7~9時	夜 22~0時	戸数	環境基準達成率 (%)			昼夜ともに基準値超過	
		昼 6~22時	夜 22~6時	昼 6~22時	夜 22~6時				昼夜両方 24時間	昼のみ 6~22時	夜のみ 22~6時		
		昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼夜両方	昼のみ	夜のみ			
評価区間													
8: 一般国道134号	0.5							区間内 1戸	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
評価区間9の測定結果を利用し面的評価								近接空間 0戸	-	-	-	-	
区間: 汐見台3~緑が浜12-10								非近接空間 1戸	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
環境基準 要請限度		70 75	65 70	60 60	55 55								
9: 一般国道134号	5.6					2,922	603	区間内 718戸	55.3%	20.1%	0.0%	24.6%	令和3年 11月16日 ~ 11月17日
測定場所: 南湖6-6付近 市街化調整区域		72	70	56	53			近接空間 199戸	65.8%	31.7%	0.0%	2.5%	
区間: 緑が浜12-10~柳島1900								非近接空間 519戸	51.3%	15.6%	0.0%	33.1%	
環境基準 要請限度		70 75	65 70	65 60	60 60								
11: 戸塚茅ヶ崎	0.8					756	189	区間内 729戸	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	令和3年 11月16日 ~ 11月17日
測定場所: 常盤町6-41付近 準住居地域		63	60	52	48			近接空間 502戸	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
区間: 常盤町6-29~緑が浜12-10								非近接空間 227戸	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
環境基準 要請限度		70 75	65 70	65 60	60 60								
17: 茅ヶ崎停車場	0.2							区間内 63戸	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
評価区間18の測定結果を利用し面的評価								近接空間 9戸	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
区間: 元町~茅ヶ崎2-1								非近接空間 54戸	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
環境基準 要請限度		70 75	65 70	65 60	60 60								
18: 茅ヶ崎停車場茅ヶ崎	1.2					341	112	区間内 1,218戸	95.8%	1.7%	0.0%	2.5%	令和3年 11月16日 ~ 11月17日
測定場所: 東海岸北1-5-10付近 近隣商業地域		65	59	51	44			近接空間 454戸	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
区間: 幸町22-6~東海岸南1-22								非近接空間 764戸	93.3%	2.7%	0.0%	4.0%	
環境基準 要請限度		70 75	65 70	60 60	55 55								

- 道路端 : 道路の敷地境界線上での測定値。
- 背後地 : 道路端から50mの範囲内で、道路に直接面していない2列目以降の住居等の位置する場所での測定値。
- 面的評価 : 道路端から50mの範囲内の住居の環境基準達成状況の評価。
- 環境基準 : 環境基本法で「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であると定められている。これは、行政上の目標と定められているもので、規制基準とは性格が異なるものである。現在は大気、水質、土壌汚染、騒音に関する環境基準が定められている。
- 要請限度 : 騒音規制法第17条第1項及び振動規制法第16条第1項に基づき、総理府令定められた道路交通騒音・振動の限度とされる値。この値を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれている場合は、公安委員会に対しての要請や道路管理者に意見をすることができる。
- 区間内 : 区間内の道路端から50mの範囲内の住居。
- 近接空間 : 2車線以下の道路は、道路端から15mまでの範囲内の住居。  
: 2車線を越える道路は、道路端から20mまでの範囲内の住居。
- 非近接空間 : 2車線以下の道路は、道路端から15mを超え50mまでの範囲内の住居。  
: 2車線を越える道路は、道路端から20mを超え50mまでの範囲内の住居。